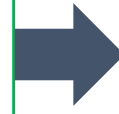


退院調整または情報提供が必要な患者の基準チェックシート

■ 白内障等の短期入院や検査入院等(概ね1週間以内)で、状態が変化しない場合はこの対象から除外(連絡不要)

① 既に介護認定を受けている(担当ケアマネジャーが決まっている)患者

入院前からケアマネジャー、地域包括支援センターと契約している患者は、**要介護、要支援に関係なく引き継ぐ**



担当ケアマネジャーへ連絡

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所 等

② まだ要介護認定を受けていない

または、認定を受けているが、担当ケアマネジャーが決まっていない患者

ADL・IADLの低下があり支援が必要

- 階段昇降が困難、5m程度の歩行が困難
- 排泄、立ち上がり、歩行に介助(杖(一本杖除く)や車いす等の使用含む)が必要
- 着脱、入浴、保清(口腔ケア)に 介助が必要
- 嚥下・咀嚼機能の低下
- 食事(調理含む)や水分に制限・介助が必要
- 日常生活に支障をきたすような症状がある認知症(高次脳機能障害含む)
- ★住環境整備(住宅等の改修、福祉用具の準備)が必要
- ★退院時に車いすやストレッチャーが必要(自家用車で帰れない)

在宅での介護に支援が必要

- 独居か介護力が低い状態(現在の家庭環境(介護力)では、在宅で生活ができない)
(例: 高齢者世帯、介護者が認知症、日中独居、調理できない、買い物ができない 等)

医療処置等が追加され支援が必要

ADLは自立でも、今回の入院で新たに以下の医療処置等が追加され在宅でも継続

- 在宅酸素 気管切開 吸引 胃ろう(経管栄養)
- 中心静脈栄養(ポート含む) ★がん末期で在宅を希望 服薬管理が出来ない
- ★訪問看護を新たに導入・調整の必要がある じよく瘡(部位: _____)

その他

- 同一疾患により、1ヶ月以内に再入院をした

「★」・・・サービス調整に時間を要するので**早めに連絡が欲しい項目**

介護力に不安がある

- 介護保険について相談したい
- 高齢者世帯(老老介護) 介護者が認知症 家族(キーパーソン等)が遠方・疎遠
- 独居(日中のみ独居も含む) 本人(家族/主介護者等)が身体・精神・知的障害等

以下の医療処置等が追加され、在宅生活に不安がある

- カテーテル(膀胱留置・導尿) ストーマ 透析 摘便・浣腸
- インスリン注射(血糖測定)を本人・家族が実施することに不安がある(介助が必要)
- その他の医療処置導入に関する不安がある(_____)

地域包括支援センターへ連絡

1項目でも当てはまれば

退院調整

情報提供

◆入院後1~2週間時点で、「在宅への退院ができそう」と判断する基準

1. 病状がある程度安定した状態である
2. 在宅での生活が可能そうである(病院での治療に目途が立った状態)



入院期間が2週間程度の場合、入院1週目で判断
入院期間が3週間程度の場合、入院2週目で判断

(参考)重症度、医療・看護必要度に係る評価票「A項目」がなくなる頃が目安